

条 例

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第七号

職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第五項中「本条」を「この条」に、「埼玉県規則(以下「規則」という。)の」を「規則で」に改める。

第四条第一項中「左」を「次」に改める。

第五条第一項中「本条」を「この条」に改める。

第六条第一項中「、食卓料」を削り、同条第七項中「夜数に応じ一夜当たりの定額」を「一夜につき、宿泊に要する費用について、実費額」に改め、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項から第十三項までを一項ずつ繰り上げる。

第九条を削る。

第十条中「一日」の下に「(午前零時から午後十二時までの二十四時間を一日として計算するものとする。第十八条、第二十二条第一項及び第三十一条第一項において同じ。)」を加え、「日当又は宿泊料について」を「日当の」に、「日当又は宿泊料を」を「日当を」に改め、同条を第九条とする。

第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第二章中第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十八条第二項中「十八円とする」を「ガソリンの小売価格等を基礎として規則で定める額による」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(日当)

第十八条 日当の額は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、一日につき、当該各号に定める額による。

- 一 行程二百キロメートル以上の県外旅行中に午後十二時に至る日 三千六百円

二 行程二百キロメートル以上の県外旅行をした日（前号に掲げる日を除く。）
千二百円

三 県内旅行又は行程二百キロメートル未満の県外旅行中に午後十二時に至る日 二千四百円

第十九条を次のように改める。

（宿泊料）

第十九条 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号。第三十一条第一項において「法」という。）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額による。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額による。

2 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条第一項中「左」を「次」に改め、同項第一号中「別表第一」を「別表」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三条第一項第一号中「左」を「次」に、「宿泊料及び食卓料」を「及び宿泊料」に改め、同項第三号中「宿泊料及び食卓料」を「及び宿泊料」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十四条を第二十二条とする。

第二十五条中「第十九条第二項に該当する旅行の」を「第十八条第一号又は第二号の規定による日当が支給される」に改め、同条ただし書中「当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額」を「千二百円」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十六条を第二十四条とする。

第二十七条第三項中「第二十三条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「車賃及び食卓料」を「及び車賃」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十八条ただし書中「及び食卓料」を削り、第三章中同条を第二十六条とする。

第二十九条を第二十七条とし、第三十条を第二十八条とし、第三十一条を第二十九条とする。

第三十二条を第三十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（日当）

第三十一条 日当の額は、一日につき、法に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める額による。

2 日当は、旅行中に午後十二時に至る日に限り、支給する。

（宿泊料）

第三十二条 第十九条の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

第三十三条を削り、第三十四条を第三十三条とする。

第三十五条第一項中「別表第二の定額による」を「五十万五千円とする」に改め、同条第二項中「第二十七条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第二十七条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十六条中「第六条第十三項」を「第六条第十二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条を削り、第三十八条を第三十六条とし、第四章中第三十九条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の返納）

第三十九条 任命権者は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第四十一条を第四十条とする。

附則第六項を削る。

別表第二を削り、別表第一中「別表第一 移転料（第二十二条関係）」を「別表（第二十条関係）」に改め、同表を別表とする。

（特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和二十四年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一及び別表第二」を「次項から第四項まで及び別表」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用

の額とする。

3 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

4 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、知事にあつては八十八万円、副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員にあつては八十万円とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 移転料（第二条関係）

路程五十キロメートル未満	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
一五三、〇〇〇円	一七七、〇〇〇円	二一八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	四〇一、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円

（埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「旅費」を「教育長の旅費」に、「別表第一及び別表第二」を「次項から第四項まで及び別表」に改め、同条に次の三項を加える。

2 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として埼玉県教育委員会規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として同規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

3 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

4 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、八十万円とする。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表 移転料（第三条関係）

路程五十キロメートル未満	路程五十キロメートル以上百キロメートル未満	路程百キロメートル以上三百キロメートル未満	路程三百キロメートル以上五百キロメートル未満	路程五百キロメートル以上千キロメートル未満	路程千キロメートル以上千五百キロメートル未満	路程千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	路程二千キロメートル以上
一五三、〇〇〇円	一七七、〇〇〇円	二一八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	四〇一、〇〇〇円	四六五、〇〇〇円

（行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第四条 行政委員会の委員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第二項中「別表第二及び別表第三」を「次項から第五項まで」に改め、同条中第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 宿泊料の額は、旅行中の宿泊に要する費用の額とし、一夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

4 宿泊料の支給額は、前項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

5 出張のための外国旅行中に死亡した場合における死亡手当の額は、八十万円とする。

別表第二及び別表第三を削り、別表第一中「別表第一 報酬」を「別表」に改め、同表を別表とする。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。